

令和 8 年度第 1 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

開催場所 青森市総合福祉センター 2 階大会議室（青森市ふれあいの館）

出席委員 船木 昭夫 会長 浅利 義弘 委員 桐原 郁子 委員
張間 絢子 委員 古川 通子 委員

欠席委員 玉川 孝一 委員 湯田 秀樹 委員 町田 徳子 委員

事務局 福祉部長 白戸 高史
障がい者支援課長 向中野 葉子 健康福祉課長 渡邊 俊和
外、6 名 ≪計 9 名≫

- 会議次第
- 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 事務局紹介
 - 4 審議事項
 - (1) 青森市障がい者総合プランのフォローアップについて
 - (2) 青森市障がい福祉計画（第 7 期計画）のフォローアップについて
 - (3) 青森市障がい福祉計画（第 8 期計画）の策定について
 - (4) アンケート調査について
 - 5 その他
 - 6 閉会

【会議概要】

(1) 青森市障がい者総合プランのフォローアップについて

事務局から資料 1 の説明があった。

○委員

成年後見制度のパンフレット作成について、今後、制度が大きく変更する予定だが、その事について、パンフレットに掲載するのか。

○事務局

法改正については、まだ運用の細部が確定していないということもあり、今回作成する

パンフレットでは改正については記載せず、現状の手続きの流れや、相談先等がわかるものを作成する。

○委員

相談支援事業所の人材育成と確保について、どうしてもアウトプット指標になってしまおうと思うが、圏域会議を開催した結果、退職者の減少による人材の育成や確保につながった等、その結果でサービスの満足度が向上するといった、アウトカムのような評価ができていいのか。

また共同生活援助（グループホーム）の利用者についても、施設数の増加は良い事だが、この人口減少の時代に働き手を確保して、サービス提供がしっかりできているのか。その実態について、市はどこまで把握しているのか。

○事務局

圏域会議の開催が、離職者の減少に直接、つながったかというところまでは、なかなか見えては来ないところではあるが、市直営の基幹相談支援センターを設置したことにより、市の専門職による相談支援者の支援を行うようになったことで、「気持ちが楽になった」、「安心して相談を受けられるようになった」という声も届いており、こういった取組が離職者の減少につながることを期待している。

共同生活援助（グループホーム）については、施設が開設される都度、市で届出を受けしており、その際には施設の規模に見合う人員が確保されているかということもあわせて確認させていただいている。

○委員

保健師による産婦への訪問指導の実施率について、対面訪問での実績は 98.8%であったが、電話訪問による指導等を含めると 100%実施したという説明があったので、内訳に対面訪問と電話訪問等の割合を記載した上で、訪問指導の実施率は 100%とした方がよりわかりやすい。

○事務局

ご意見を踏まえ、訪問指導の実施率の記載について修正させていただきたい。

○委員

民間事業者への意識啓発促進について、出前講座が 2 回で終了しているが、そのあたりを説明していただきたい。

市総合福祉センター2 階の障害者等の利用者数について、10 月から水道工事のために休館になると聞いたが、さらにふれあいの館利用者数が減少するのではないかと。

○事務局

令和 6 年度の障害者差別解消法の改正により、民間事業者の方も、障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されており、それにあわせて市でも出前講座をするようになった。昨年は LINE でも出前講座をするということで周知を図ったが、応募があったのが 2 か所だけであった。周知方法を含めて今後検討してまいる。

ふれあいの館については、市総合福祉センターで給水ポンプの取替を 10 月に予定しており、トイレを含めて水道が使用できない期間が 10 日ほどあるが、その期間は隣のアピオあおもりのトイレも貸していただけることになっており、休館の予定はない。

(2) 青森市障がい福祉計画（第 7 期計画）のフォローアップについて

事務局から資料 2 のとおり説明があった。

○委員

委託相談支援事業所等とのケース検討会や勉強会等への参加回数が目標値となっているが、次は質の問題かと思う。一覧はまとまっていると思うので、その内容を今後提示いただければありがたいし、基本的にこのような会議は、いわゆるセルフスーパービジョンというか、参加する人たちがお互いに指導し合うという形をとるのが、今では一般的かと思う。そういうところを含めた質の向上を検討するということで、今後は、よろしければ、回数だけではなくて、質的な目標値の設定もお願いしたい。

(3) 青森市障がい福祉計画（第 8 期計画）の策定について

事務局から資料 3-1、3-2 のとおり説明があった。

○委員

成果目標の目標値は、国の算定式により算出されているということだが、こういった根拠でこの様に具体的な数値がいののか。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところで、「K6 により住民のこころの状態を把握」とあるが、これは全国的に採用されていることから、すべての県・市町村で、この手法を取るようにと統一されているものなのか。

○事務局

こちらは策定が義務になっている計画であり、全国すべての自治体市町村で策定しないといけないということで、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」というものが、子ども家庭庁と厚生労働省から、全国に発出されている。但し、すべてを指針のとおりに掲げなければならないということではなく、自治体において、地域の実情に応じた根拠のある成果目標を設定することになる。

○委員

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの視点から、地域包括支援センターについては、どのような役割があるか。

○事務局

国の方から具体的な方針は示されていないが、包括ケアシステムというところは当然にして、精神病院の方に入っている方と、長期入院の7、8割は高齢者ということもあるので、市では協議会を作る際には、すべての地域包括支援センターにお声がけをして、話し合いをしている。また、市の自立支援協議会の方にも、地域包括支援センターの方にメンバーに入っていて協力を進めている。

○委員

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進にあたっては、地域包括支援センターが果たす役割が大きく、先頭を切るべきと考えている。

まずは市内での認識を統一していただきたい。

(4) アンケート調査について

事務局から資料4～8のとおり説明があった。

○委員

性別について、最近のアンケートではLGBTQの関係で「その他」という欄があったり、「戸籍上の性別をお答えください」というコメントが追記されていたりするが、そういった記載にしてはどうか。

○事務局

ご意見を踏まえ、記載の仕方については工夫させていただきたい。

○浅利委員

アンケート調査について、障害者団体に対してもニーズ調査をした方がいいのではないか。

○事務局

今回、策定する第8期計画は、障害福祉サービスに限った計画になっており、より幅広い障がい者総合プランの方ではないということもあるため、今回は障がい者団体へのニーズ調査は考えていないが、今後、団体に聞いた方が良いというものが出てきた場合には、またご相談させていただきたい。

○委員

障がい者用のアンケートの選択肢が多く、回答が難しい方もいると思う。例えば、事業所や相談支援所を利用されている方には、そちらの方への相談を案内し、事業者用のアンケートには、利用者に対して、アンケートが届いたら相談に来るように言ってもらうように注記するなど、配慮をしていただきたい。

○委員

障がい者用のアンケートは文章が羅列されているため、できれば色や文字の大きさ等について、少し工夫していただきたい。

事業者用のアンケートに「質問内容ごとに担当者（熟知されている方）がお答えいただくようお願いします」とあるが、複数の人が一項目ずつ回答するというのが、適切かどうか。運営状況については経営者が回答するとして、障害者支援担当者が回答する設問についても、一項目ずつ担当者を変えて回答するのか等、事業所での混乱はないか。

○委員

私たちの団体で障害者へのアンケートを実施した時は、事業所にアンケートを預けて、職員の方にサポートしていただき、回答が可能な方に回答していただいたりしたので、そういった方法についても提案する。

○委員

いわゆる個人配布をして、どれくらいの方が回答したかというのが、まず一つの課題であり、配布した方からの回答がなかったということも、調査の一つの結果である。

○事務局

全国同じような形式によりアンケートを無作為抽出で行い、その結果からある程度の今後の推移を判断するという目的であるため、このアンケートに青森市の独自性を入れるというのが、なかなか難しい。事業所の方に、回答ができる方かどうかの判断をしていただくことについても、恣意的な部分が入ってきてしまうと、結果が公平ではなくなってしまう可能性がある。設問数の削減や配布方法の変更は難しいが、全事業所の方に「障害者用のアンケートも実施しているため、利用者から手伝ってほしいというお話があった場合はサポートをお願いします」というような、お知らせをさせていただきたい。

○会長

アンケート調査については、国の示したアンケート項目を基本にしたもので行うこととあわせて、若干の配慮として、障がい者用アンケートには注記を加えるとともに、事業者には障がい者用アンケートの実施についての周知と、回答に当たってのサポートを

依頼することとして、このアンケートを実施させていただくということで、よろしいか。

(異議なし)